

生駒市人権施策審議会（第3回）会議録

日 時 平成28年9月1日（木） 午後2時00分～午後3時40分

場 所 市役所201会議室

出席者

委員 伊賀会長、丹羽副会長、奥田委員、黒沼委員、兒玉委員、中村委員、福西委員
（欠席委員）玉井委員

事務局 吉岡市民部長、中田人権施策課長、岡西人権施策係長

※会議公開（傍聴者 無）

配布資料 ・会議次第

審議事項

1 案件

ヘイトスピーチ法施行による生駒市の対応について

（1）ヘイトスピーチの映像視聴

（2）ヘイトスピーチに対する意見のまとめ

2 その他

【会議の内容】

（事務局）

＜開会、公開の了解＞＜資料確認＞＜欠席委員の報告＞

（各委員）了解

（会長）＜会長挨拶＞

（事務局）

会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により伊賀会長が進行。

（会長）

案件（1）ヘイトスピーチの映像視聴について

（委員）＜映像視聴＞

（会長）ヘイトスピーチ法が施行され、ヘイトスピーチがおさまってきている。意見はあるか。

（委員）ヘイトスピーチの対象者は、自分の生命・財産を脅かされている。

（会長）ヘイトスピーチが行われている状況で何を行うべきか。

この法律は、ヘイトスピーチへの差別的言動を解消する法律である。強制力はない。

（委員）この法律では地方公共団体への責務があるので、地方公共団体として何をすべきか。

（会長）事務局（案）があるので説明を。

（事務局）＜事務局（案）の説明＞

（会長）意見はあるか。

（委員）表現活動そのものを規制することはできない。

（委員）ヘイトスピーチは、事後規制すればいい。

（会長）ヘイトスピーチを審査して、勧告すればいいか。憎悪表現をしたり、周りを助長する

場合は、公表ということか。

(会長) その提案は魅力的である。

(委員) 公表するなら、条例が必要。大阪市のように日常的にヘイトスピーチが行われていないので条例は必要ない。

(会長) 条例を作ることは無理。ヘイトスピーチの認定や勧告をすること、訴訟費用の支援の問題、市の施設の利用の制限は今はいらないが、相談体制を作る方向でまとめたい。新たな相談体制を作っておく必要はある。

(事務局) 今の体制で行いたい。

(会長) 法第5条第2項では地方公共団体に2つの点を指摘。1つは相談に的確に応じる体制を作る。2つ目は相談を受けて防止や解決ができる体制を作り、これに対応できるように、顧問弁護士、審議会の委員を含めてこの法律に則った解決を行う。また、平等制を欠くので訴訟費用は出さない。集会の利用は歯止めをかける。

(事務局) 国の法律には、公表することが載っていない。

(会長) 相談体制を作る。ヘイトスピーチが起これば速やかに解決にあたる。必要であれば、要綱や指針を審議会に諮る内容でいいか。

(委員) <了解>

(会長) まとめ案を、委員に送付するので、ご意見をお願いします。

(部長) <部長挨拶>

(会長) <終了挨拶>